

無国籍の削減に関する条約

Convention on the Reduction of Statelessness

作成【注1】 1961年8月30日、ニューヨークにおいて
効力発生 1975年12月13日（この条約第18条に依る）
典拠 国連文書 A/CONF.9/15.1961

締約国は、
千九百五十四年十二月四日、国際連合総会によって採択された決議八九六（IX）
に従って行動し、
国際的な協定によって無国籍を削減することが望ましいことを考慮して、
次のとおり協定した。

第1条

- 1 締約国は、その領域内で出生した者であってその国籍を付与しなければ無国籍となる者に対してその国籍を付与する。この国籍は、次のいずれかによって付与される。
 - (a) 出生時に、法の作用によって。
 - (b) その者により、またはその者のために、自国の国内法が定める方式で適当な機関に対してなされた申請によって。その申請は、この条の2の規定に従うことを条件として棄却されてはならない。
この(b)の規定に基づくその国籍の付与を規定する締約国は、その国内法が定める年齢において及びその国内法が定める条件に従って、法の作用によるその国籍の付与を規定することもできる。
- 2 締約国は、この条の1(b)の規定に基づくその国籍の付与を次の一又はそれ以上の条件に従わせることができる。
 - (a) 申請が、締約国によって定められる十八歳以前に始まり二十一歳以後に終わる期間内に提出されること。ただし、その者は、法的な許可の取得を必要とせず自ら申請できる少なくとも一年の期間を認められなければならない。
 - (b) その者が、申請の提出の直前の五年を越えず、かつ、通算十年を越えない期間であって締約国によって定められるもの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。
 - (c) その者が、国家の安全に対する罪で有罪の判決を受けたことがなく、また、刑事上の罪により五年以上の拘禁刑を宣告されていないこと。
 - (d) その者が、常に無国籍であったこと。
- 3 この条の1(b)及び2の規定にかかわらず、締約国の領域内において婚内子として出生した子であってその母がその国の国籍を有している者は、その国籍を付与しなければ無国籍となる場合には、出生の時にその国籍を取得する。
- 4 締約国は、その国籍を付与しなければ無国籍となる者であって、かつ、申請の提出のための年齢を越えていること又は必要な居住条件を満たしていないことによってその領域内で出生した別の締約国の国籍を取得できない者に対して、その

者の出生時にその両親の一方の国籍が自国の国籍であった場合、その国籍を付与する。その者の出生時にその両親が同一の国籍を有していなかった場合、その者の国籍が父の国籍に従うか母の国籍に従うかという問題は、当該締約国の国内法によって決せられる。この国籍の申請が必要とされる場合、その申請は、申請者により、又は申請者のために、当該締約国の国内法が定める方式で適当な機関に対してなされなければならない。この条の 5 の規定に従うことを条件として、この申請は棄却されてはならない。

5 締約国は、次の一又はそれ以上の条件に従って、この条の 4 の規定に基づくその国籍の付与をすることができる。

- (a) 申請が、締約国によって定められる二十三歳以上の年齢に申請者が達する前に提出されること。
- (b) その者が、申請の提出の直前の三年を越えない期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。
- (c) その者が、常に無国籍であったこと。

第 2 条

締約国の領域内で発見された父母がともに知れない児童は、反対事実の証明がなされない限り、その国の国籍を有する両親から、その領域内で生まれたものと認められる。

第 3 条

この条約に基づく締約国の義務を決するため、船舶又は航空機における出生は、それぞれ、その船舶が旗国とする国又はその航空機が登録されている国の領域内でなされたものとみなされる。

第 4 条

1 締約国は、その領域内で出生しなかった者であってその国籍を付与しなければ無国籍になる者に対し、その者の出生時に両親の一方の国籍がその締約国の国籍である場合、その国籍を付与する。

その者の出生時にその両親が同一の国籍を有していなかった場合、その者の国籍が父の国籍に従うか母の国籍に従うかという問題は、その締約国の国内法によって決せられる。この 1 の規定に基づく国籍は、次のいずれかによって付与される。

- (a) 出生時に、法の作用によって
 - (b) その者により、またはその者のために、自国の国内法が定める方式で適当な機関に対してなされた申請によって。その申請は、この条の 2 の規定に従うことを条件として棄却されてはならない。
- 2 締約国は、この条の 1 の規定に基づくその国籍の付与を次の一又はそれ以上の条件に従わせることができる。
- (a) 申請が、申請者が締約国によって定められる二十三歳以上の年齢に達する前に提出されること。
 - (b) その者が、申請の提出の直前の三年を越えない期間であって締約国によって定められるものの間、締約国の領域内に常居所を有していたこと。
 - (c) その者が、国家の安全に対する罪で有罪の判決を受けたことがないこと。

- (d) その者が、常に無国籍であったこと。

第5条

- 1 締約国の法が婚姻、婚姻の終了、準正、認知又は養子縁組等、個人の身分における変化の結果として国籍の喪失を伴う場合、この喪失は、他の国籍の保持又は取得を条件としなければならない。
- 2 締約国の法のもとにおいて、婚外子について親子関係の認知がなされた結果として、その国の国籍を喪失する場合、その者は、適当な機関に対する書面による申請によってその国籍を回復する機会を与えられるものとし、また、この申請を規律する条件は、この条約の第一条2の規定に定める条件より厳格であってはならない。

第6条

締約国の法が個人の国籍の喪失又は剥奪の結果としてその者の配偶者又は子が国籍を喪失することを規定している場合、この喪失は、他の国籍の保持又は取得を条件としなければならない。

第7条

- 1(a) 締約国の法が国籍の放棄を認める場合、その放棄は、その放棄に係る者が他の国籍を保持し、又は取得することのない限り、国籍の喪失という結果を生ずるものであってはならない。
- (b) (a)の規定は、その適用が千九百四十八年十二月十日に国際連合総会により承認された世界人権宣言の第十三条及び第十四条に定められた原則に適合しない場合には適用してはならない。
- 2 外国への帰化を求める締約国の国民は、その者が当該外国の国籍を取得し、又はその取得の保障を与えられたのでない限り、その国籍を喪失しない。
- 3 この条の4及び5の規定に従うことを条件として、締約国の国民は、出国、外国での居住、登録がないことその他同様の理由に基づいて、国籍を喪失し、無国籍になることはない。
- 4 帰化した者については、その者がその国籍を維持する意思を適当な機関に対して申告しない場合、当該締約国の法により定められる継続した七年以上の期間外国に居住したことを理由として国籍を喪失させることができる。
- 5 締約国の法は、当該締約国の領域外で出生した当該締約国の国民について、その者が成人に達してから一年を経過した後その国籍を保持するために、その時点で当該国の領域内に居住していること、又は適当な機関に登録していることを条件とすることができる。
- 6 この条に定められた場合を除き、個人は、一の締約国の国籍を喪失することにより無国籍となる場合、その国籍の喪失がこの条約のいずれかの他の規定によって明示的に禁止されていなくとも、当該締約国の国籍を喪失することはない。

第8条

- 1 締約国は、国籍のはく奪が当該個人を無国籍にする場合は、その者から国籍をはく奪してはならない。

- 2 この条の1の規定にかかわらず、次の場合には、締約国は、個人からその国籍を剥奪することができる。
- (a) 第七条4及び5の規定に基づいて個人が国籍を喪失することが認められる場合
 - (b) 国籍が虚偽の表示又は詐欺によって取得された場合
- 3 この条の1の規定にかかわらず、締約国は、署名、批准又は加入の時に、その時点で国内法上存在する次の一又はそれ以上の理由に基づいて個人の国籍をなく奪する権利を保持することを明示する場合、その権利を保持することができる。
- (a) 当該個人が、当該締約国に対する忠誠義務に反して次のことを行った場合
 - (i) 締約国の明示の禁止を無視して、他の国に対して役務を提供したか、若しくは引き続き役務を提供していること、または他の国から給与を受領したか、若しくは引き続き受領していること。
 - (ii) 国家の重大な国益を深刻に害するような行為を行ったこと。
 - (b) 当該個人が、他の国に対する忠誠について宣誓を行ったか、若しくは正式な宣言をしたか、又は締約国に対する忠誠を拒否する決意の明白な証拠を示したこと。
- 4 締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問をうける権利を与える法に従う場合を除き、この条の2又は3の規定によって認められるなく奪の権限を行使してはならない。

締約国は、当該個人に対して裁判所又は他の独立した機関による公正な審問をうける権利を与える法に従う場合を除き、この条の2又は3の規定によって認められるなく奪の権限を行使してはならない。

第9条

締約国は、人種的、民族的、宗教的又は政治的な理由に基づいて、いかなる個人又は個人の集団からも国籍を奪うことはできない。

第10条

- 1 領域の移転を規定する締約国間のすべての条約は、何人も当該移転の結果として無国籍にならないことを確保するための規定を含むものとする。締約国は、この条約の締約国でない国との間で締結するいずれの条約もかかる規定を含むことを確保するよう最大限努める。
- 2 かかる規定が存在しない場合、領域の移転を受けることその他領域を取得することとなる締約国は、その国籍を付与しなければ移転又は取得の結果として無国籍となる者に対して、その国籍を付与するものとする。

第11条

締約国は、六番目の批准書又は加入書の寄託の後できる限り速やかに、この条約の利益を請求する者が、その請求の審査及びその請求を適当な機関に提出する場合の援助を申請する組織を国際連合の枠内で設立することを促進する。

第12条

- 1 この条約の第一条1又は第四条1の規定に基づいて出生時に法的作用により国籍を付与することをしない締約国に関しては、第一条の1又は第四条1の規定は、それぞれ、この条約の効力発生後に出生した者と同様にその効力発生前に出生した者にも適用する。
- 2 この条約の第一条4の規定は、その効力発生後に出生した者と同様にその効力発生前に出生した者にも適用する。
- 3 この条約の第二条の規定は、当該締約国についてこの条約の効力が生じた後に当該締約国の領域内で発見された父母がともに知れない児童についてのみ適用する。

第13条

この条約は、現在若しくは将来効力を有する締約国の法、又は現在若しくは将来効力を有する二若しくはそれ以上の締約国間の他の条約又は協定に含まれる無国籍の削減に一層貢献するいかなる規定にも影響を与えるものと解してはならない。

第14条

この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争であって、他の方法によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請によって国際司法裁判所に付託する。

第15条

- 1 この条約は、いずれかの締約国がその国際関係について責任を有するすべての非自治地域、信託統治地域、植民地地域及び他の非本国領域について適用する。当該締約国は、この条の2の規定に従うことを条件として、署名、批准又は加入の時に、非本国領域又は本条約がその署名、批准又は加入の結果として適用される領域を宣言する。
- 2 国籍の適用上、非本国領域が本国領域と一体として取扱われない場合、または非本国領域に条約を適用するためには当該非本国領域の事前の同意が締約国又はその非本国領域の憲法又は憲法的慣行によって要請されている場合には、当該締約国はこの条約に署名した日から十二ヵ月の期間内に、非本国領域の必要な同意を確保するよう努める。この同意が得られた場合、締約国は国際連合の事務総長に通告する。この条約は、事務総長が通告を受理した日から当該通告で指定された領域に適用する。
- 3 この条の2の規定に定める十二ヵ月の期間が経過した後、当該締約国は、事務総長に対して、その締約国がその国際関係に関して責任を有する非本国領域であって本条約の適用についての同意が保留されることのあるその非本国領域との協議の結果を通知する。

第16条

- 1 この条約は、千九百六十一年八月三十日から千九百六十二年五月三十一日まで国際連合本部において署名のために開放しておく。
- 2 この条約は、次の国による署名のために開放しておく。
 - (a) 国際連合のすべての加盟国

(b) 将来の無国籍の撤廃又は削減に関する国際連合の会議に出席を招請された他のすべての国

(c) 国際連合総会により署名又は加入するよう招請されうるすべての国

3 この条約は批准されなければならない、批准書は国際連合事務総長に寄託される。

4 この条約は、この条の2に定める国による加入のため開放しておく。加入は、国際連合事務総長に加入書を寄託することによって効力を生ずる。

第17条

1 いずれの国も、署名、批准又は加入の時に、第十一条、第十四条又は第十五条に関して留保することができる。

2 この条約に対する他のいかなる留保も認められない。

第18条

1 この条約は、六番目の批准書又は加入書の寄託の日から二年後に効力を生ずる。

2 この条約は、六番目の批准書又は加入書の寄託後にこの条約を批准し、又は加入する国については、当該国が批准書又は加入書を寄託した日から九十日目の日又はこの条約がこの条の1の規定に従って効力を生ずる日のいずれか遅い方の日に効力を生ずる。

第19条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に宛てた書面による通告によっていつでもこの条約を廃棄することができる。この廃棄は、事務総長がその通告を受理した日から一年後に、当該締約国について効力を生ずる。

2 締約国は、第十五条の規定に従って、この条約が当該締約国の非本国領域で適用されている場合には、その後いつでも、その非本国領域の同意を得て、国際連合事務総長に対し、当該非本国領域に関して別個にこの条約を廃棄することを通告することができる。廃棄は、事務総長がこの通告を受理した日から一年後に効力を生ずるものとし、事務総長は、すべての他の締約国に対してこの通告及びその受理した日を通知するものとする。

第20条

1 国際連合事務総長は、国際連合のすべての加盟国及びそれらの加盟国以外の国であって第十六条に定めるものに対し、次のことを通告する。

(a) 第十六条の規定による署名、批准及び加入

(b) 第十七条の規定による留保

(c) この条約が第十八条の規定に従って効力を生ずる日

(d) 第十九条の規定による廃棄

2 国際連合事務総長は、遅くとも第6番目の批准書又は加入書の寄託の後に、第11条に従って、第11条に言及された組織の設立の問題について総会の注意を喚起する。

第21条

この条約は、その効力発生の日により国際連合事務総長によって登録される。

以上の証拠として、以下に署名した全権委員は本条約に署名した。

1961年8月30日、ニューヨークにおいて、ひとしく正文である中国語、英語、フランス語、ロシア語、及びスペイン語により本書1通を作成した。本書は国際連合に寄託するものとし、その認証謄本は、国際連合事務総長が国際連合のすべての加盟国及び本条約の第16条にいう非加盟国に送付するものとする。

〔付録〕

将来の無国籍の根絶又は削減に関する国際連合会議 最終文書（省略）